

## 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 況 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;"><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;"><b>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>揺れがおさまった後、原則として登校</b></p>
在 校 時	<p style="text-align: center;"><b>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>児童・生徒の確認・保護</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</b></p>
下 校 中	<p style="text-align: center;"><b>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</b></p>

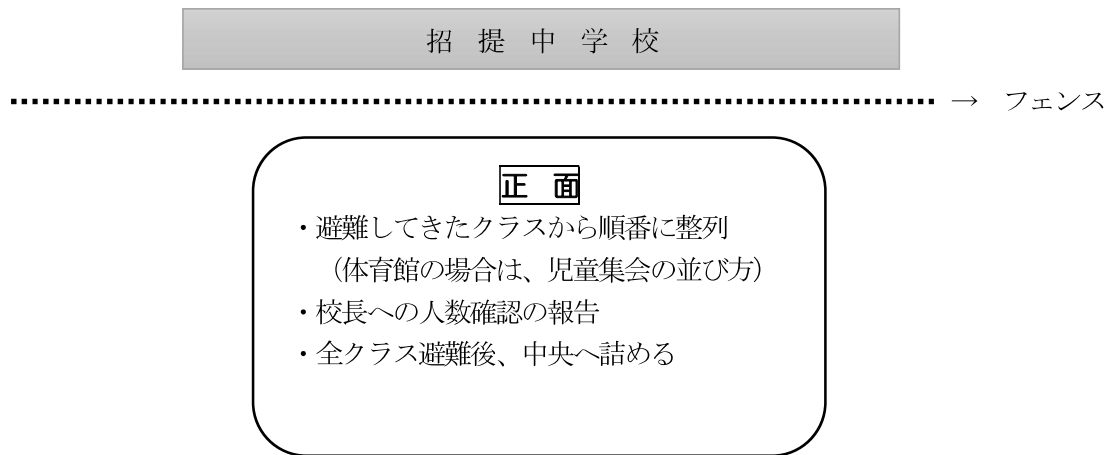
※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

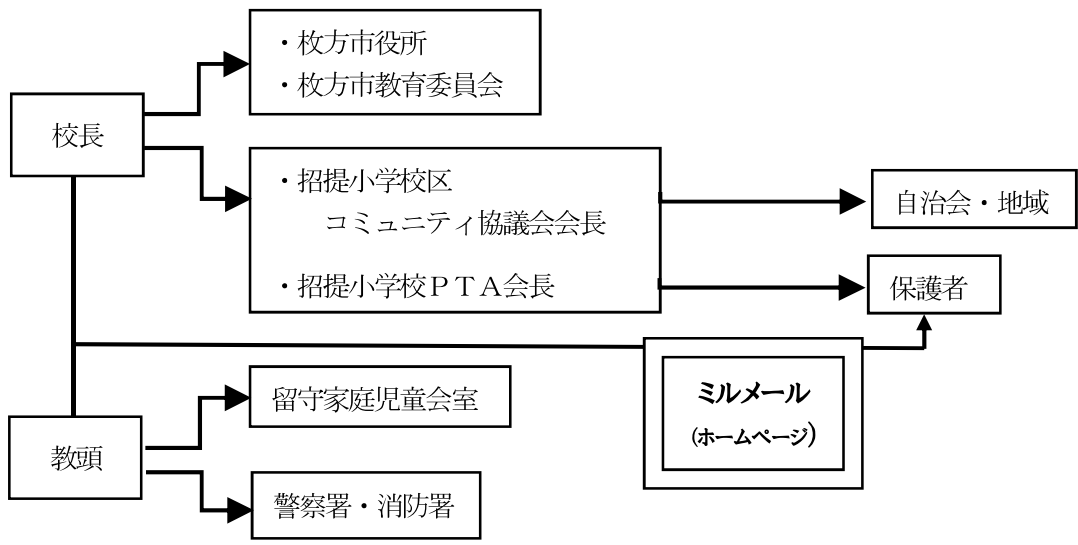
〔地震発生時の教職員の役割分担〕

役割	担当者
総指揮	校長
通報、連絡	校長《枚方市教育委員会》 《招提小学校区コミュニティ協議会会長》 《招提小学校PTA会長》 教頭《消防署》 《警察署》 ※事態に応じて、職員室在室者が行う。
放送・現場指揮	教頭
児童避難誘導	各学級担任（各教科担当）
配慮を要する児童・ 保健室児童の避難応援	生徒指導担当 養護教諭
教室棟避難最終確認	支援学級担任
管理棟避難最終確認	首席（教務）
重要書類持出	教頭、学校事務職員

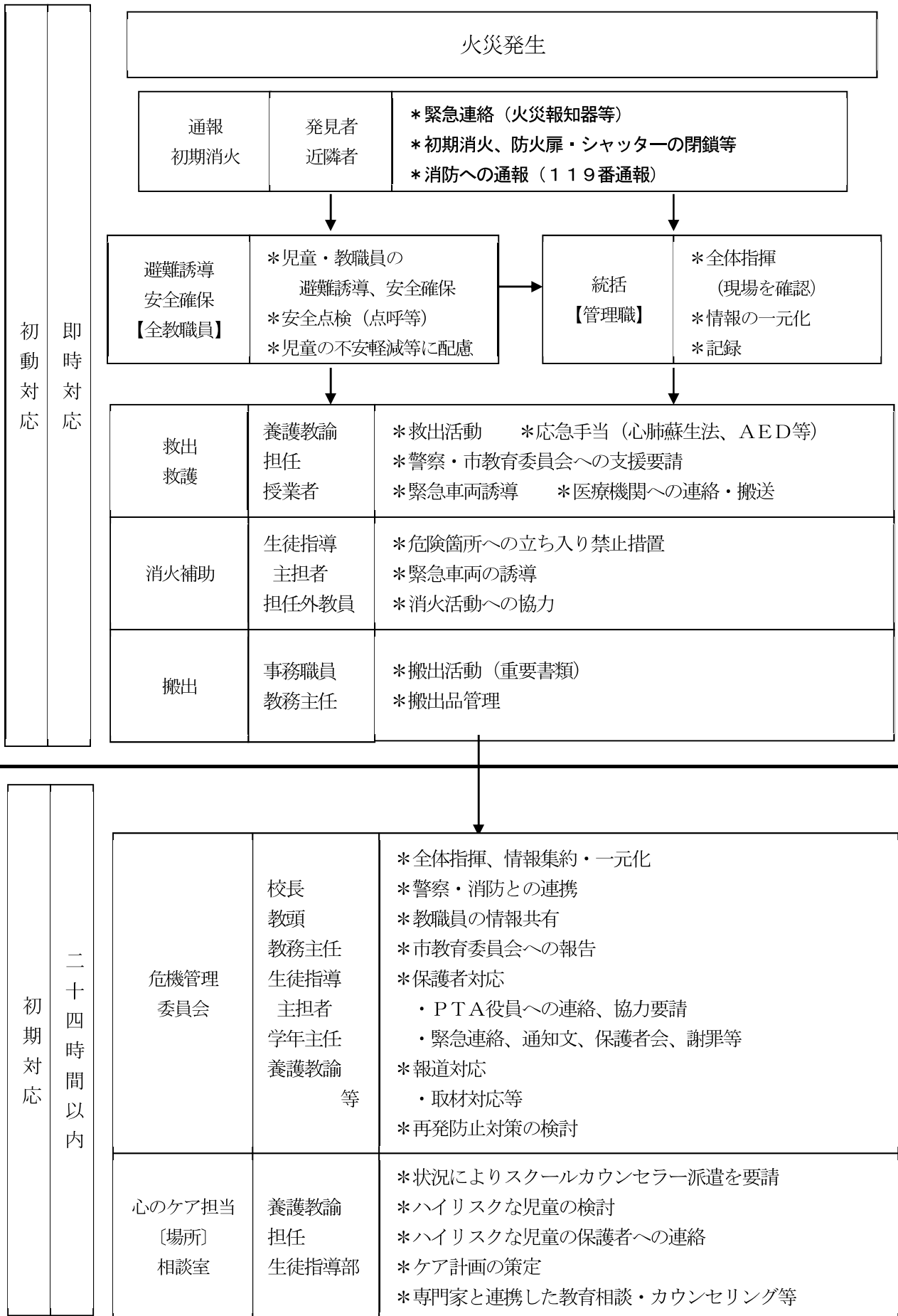
〔避難場所〕



〔危機発生時の緊急連絡体制〕



# 11. 火災発生時の対応



## 12. 台風等による暴風警報等発令時の対応

### 【非常変災時(台風等による暴風警報等発令時)における措置について】〔家庭数配付保存版〕

枚方市教育委員会

平成30年9月5日より適用 令和元年6月13日 改定

枚方市立招提小学校 令和2年7月8日 改定

#### 1 **午前7時現在**

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

#### 2 **午前9時現在**

枚方市の暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

9時25分までに集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。

※1 (通常の出発時刻の「1時間後」に、集合場所から出発)

上記いずれかの警報が発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

#### 3 **午前10時現在**

枚方市の暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

10時30分までに集団登校。学校給食は**ありませんので、午前中授業で下校**します。

※2 (通常の出発時刻の「2時間後」に集合場所から出発)

上記いずれかの警報が発表中の場合は、**臨時休校**。

★★ ※1、※2・・・令和2年4月8日付保護者宛「非常変災時における措置について」に追加 ★★

#### 4 **登校後**

枚方市に特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教職員引率のもと、集団下校をするか、あるいは、学校待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

#### 5 **留守家庭児童会室**

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より (※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から) 開室します。

※詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください。

#### 6 **枚方市子どもいきいき広場**

いきいき広場についても、この度の学校の対応に準じます。

- 年度はじめに、「非常変災時(台風等による暴風警報等発令時)における措置について(保存版)」を全家庭に配付する。
- 台風が接近してきている際は、前日に休校・自宅待機等の対応について児童に周知しておく。
- 緊急に集団下校等を行うような非常事態が起きることなどを想定し、家庭に保護者が不在の場合にどうするのか児童に伝えておいていただく。(できるだけ近隣に預かっていただくようお願いする。)また、その状況に応じて、学校を避難場所とし、保護者への確実な児童の引き渡しを実施するなど、安全を第一に考えて対応する。

## 13. 不審者進入時の対応

- ★全職員は、常に危機管理意識の高揚に努める。
- ★全職員は、児童の安全確保及び学校の安全についての共通認識を深め、常に共同で取り組む姿勢をもつ。
- ★保護者・地域の信頼・支援が得られるよう、情報の収集・発信体制を整える。
- ★市教育委員会、警察署（派出所）、消防署、近隣学校園、校区コミュニティ協議会等、関係諸機関と日常的に連絡を取り連携の強化に努める。

### (1) 不審者侵入防止に向けた取組

※不審者の侵入を未然に防止する体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

- ①使用しない校門等は施錠する。
- ②登校時には、正門に安全監視員（教職員）、北門に施設管理員（教職員）が、児童の安全等を監視する。下校は、正門からのみとし、安全監視員が監視する。
- ③来校者（留守家庭児童会室への迎え）の出入りは、正門のみとする。来校者には正門のインターホンで用件を確認し、安全監視員に用件を告げること、安全監視ボックスで名前等の記入をすることを求める。また、名札着用の協力をお願いする。保護者の場合は「名札」で確認する。
- ④毎年、不審者侵入時を想定した訓練を実施する。職員は、防犯器具のある場所の確認しておくとともに、警報機や「さすまた」等の防犯器具の扱いに慣れておく。
- ⑤職員による校内外の巡視体制・方法について確認する。
- ⑥職員は、来校者に対して挨拶をするなど、積極的に声かけをする。
- ⑦職員は、素早く動けるよう運動靴を着用する。また、職員用名札及びホイッスルを着用する。
- ⑧PTA、地域諸団体並びに市教委、警察署、消防署等、関係諸機関との連絡体制・方法を職員が見やすい場所に掲示する。
- ⑨児童の下校時の校区コミュニティ協議会による校区安全見守りパトロール及び、PTAによる通学路安全見守り立ち番について協力を依頼する。また、警察官の校区内の巡回パトロール強化を依頼する。
- ⑩校区安全マップ及び児童一人一人の通学路マップを常に改善し、活用を図る。
- ⑪校内の障害物の移動及び死角となる立木の剪定を行う。

### (2) 児童の不審者対応

- ①毎年、不審者侵入を想定した避難訓練を行う。
- ②複数で下校するよう、また、外出はできるだけ単独行動をしないよう指導する。「子ども110番」の活用方法について指導する。
- ③外出時等に不審者と遭遇した時のことを踏まえ、防犯ホイッスルの使い方や声の出し方の練習をする。

### (3) 関係機関への通報

- ①枚方警察署（110番）： 072-845-1234
- ②枚方市教育委員会 教育支援室 児童生徒支援担当： 050-7105-8042（内線：15-8042）
- ③枚方市立招提中学校： 050-7102-9215（内線：19-5581）
- ④枚方市立平野小学校： 050-7102-9160（内線：17-5431）

初動対応  
即時対応

関係者以外の学校への立ち入り

★間合いを取り、声かけ★ 「こんにちは。何か御用ですか」「職員室までお願いします」

チェック1 **不審者かどうか?** 正当な理由あり → 職員室へ案内する

正当な理由なし  
★特徴を把握しながら、声かけ★ 「申し訳ありませんが、お帰りください。」

【対応1】 退去を求める → 再び侵入したか? → 退去した / 進入した / 進入しない

チェック2 **危害を加える恐れは?** 恐れがない → 退去を求める

恐れがある → ★声かけ★ 「お話をお伺いしますのでこちらにお越しくださ  
退去したか? → した / 退去しない

【対応2】 **隔離・通報する**  
\*教職員への緊急連絡校長 \*110番通報 \*別室等へ案内隔離  
\*暴力行為抑止と退去説得 \*市教育委員会に連絡・支援要請

【対応3】 隔離できない  
**子どもたちの安全を守る**  
\*防御（暴力の抑止と被害拡大の防止） \*移動阻止  
\*全校への周知 \*避難誘導 \*教職員の役割分担と連携  
\*警察による保護・逮捕

チェック3 **負傷者がいるか?** いない

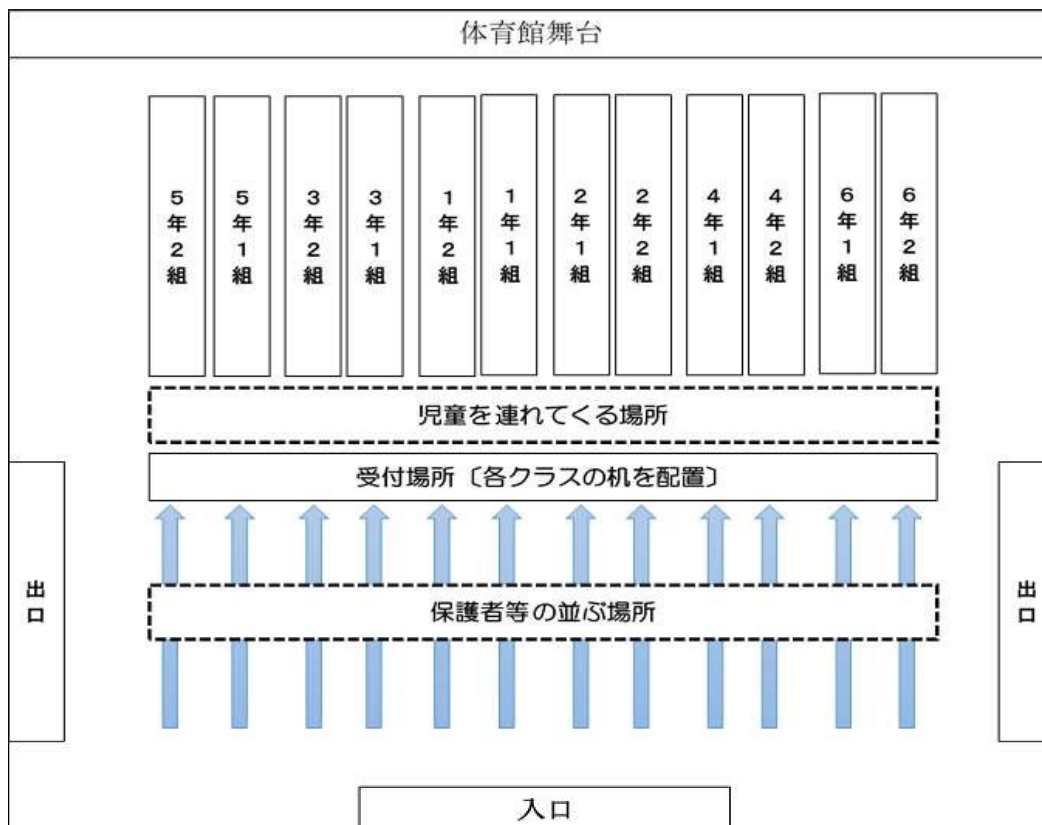
【対応4】 いる  
**応急手当などをする**  
\*速やかに119番通報 \*救急車到着まで応急手当  
\*被害者等の心のケアに着手

初期対応  
二十四時間以内

【対応5】  
**事後の対応に取り組む**  
\*情報の整理 \*保護者等への説明（全校集会、臨時保護者会）  
\*心のケア \*再発防止対策実施 \*報告書の作成・提出  
\*災害共済給付請求

## 14. 非常変災等発生時の児童下校に係る保護者引き渡し

1. 目的 大地震及び大型台風、大雨（洪水）、不審者発見等の非常変災等発生時における児童の下校に係る安全を確保するため、保護者等との連携を図る。
2. 事前の準備
  - (1) 『枚方市立招提小学校【非常変災等に係る児童引き渡しカード】』の作成
    - ① 年度当初に、「『枚方市立招提小学校【非常変災等に係る児童引き渡しカード】』の作成」についてのプリントを各家庭に配付し、提出を求める。
  - (2) 「非常変災等発生時の児童下校に係る保護者引き渡し」に係る『ミルメール』のテスト配信を行う。
  - (3) 非常変災等に係る児童引き渡し訓練を実施する。
    - ① 「非常変災等に係る児童引き渡し訓練の実施について」のプリントを配付し、訓練の実施について各家庭にお知らせをする。
    - ② 大地震の発生、大型台風の接近、大雨警報及び洪水警報の発令、不審者対応等を想定した訓練を行う。
  - (4) 校区コミュニティ協議会会長及びPTA会長に非常変災等発生時の児童下校に係る保護者引き渡しについて説明を行う。
3. 役割分担
  - 【総指揮】 校長 【関係機関等への連絡、ミルメール配信】 教頭
  - 【職員室対応、放送】 事務職員 【来校者（保護者等）の正門対応】 首席・担外・校務員
  - 【非常変災等に係る児童引き渡しカード・児童引き渡しの確認】 各担任 【保健】 養護教諭
  - 【児童引き渡し補助】 支援学級担任 【体育館出入口対応】 担外（入口）、栄養教諭（出口）
4. 引き渡し時の配置



## 5. 引き渡しの手順

《 非常変災等発生 》

- ① 体育館に児童を集合させる放送を入れる。  
「非常変災等に係る児童引き渡しカード」（２部）と「ミルメール登録リスト」を準備する。
- ② ハンドマイクを持って、体育館へ移動する。〔 校長 〕  
保護者等へ「ミルメール」を配信し、関係機関等への連絡を行う。〔 教頭 〕
- ③ 体育館へ集合後、児童の人数を確認する。⇒ 教頭（校長）へ報告する。〔 各担任 〕
- ④ 来校した保護者等の「入校許可証(名札)」を確認し、体育館へ行くよう案内する。  
「入校許可証(名札)」のない保護者等は来校者名簿に名前を記載してもらう。  
来校した保護者を体育館正面入り口から体育館内に入れる。  
保護者等には、各学級担任の前で1列に並んでもらうよう指示する。
- ⑤ 「非常変災等に係る児童引き渡しカード」の記載事項との照合をし、チェックを行う。  
保護者等に、「候補番号」「お名前」「児童との関係」を言ってもらおう。当該児童を呼び出す。  
兄弟姉妹関係は、1番下の学年の弟、妹のところに上の学年の兄、姉が行く。  
児童補助担当が呼びに行く。 ※「家庭環境調査票」を持参しておく。
- ⑥ 引き渡しが完了したら、出口（体育館後ろ側面両側扉）を案内し、カードにチェックする。
- ⑦ 担任学級の児童の引き渡しがすべて完了したら、校長に完了報告をする。〔 各担任 〕

## 15. 水泳指導時における「緊急対応体制」

### (1) 施設関係について

- ① プール使用開始前にプール排水口の蓋のネジ・ボルト等での固定状況及び、排水口の吸い込み防止金具の取り付けについて点検を行う。
- ② 排水口の蓋等の固定状況については、視線のみによる確認ではなく、触診及び打診等により、蓋等の欠損、変形、ボルト等の腐食、変形がないかを確認すること。
- ③ 上記①②についてはプールの水を入れ替える時においても、確実に調査・点検を行う。
- ④ 上記点検は、DX部担当教員が行い、最終的に管理職が行う。
- ⑤ 授業者は、児童が入水する前に必ず排水口の蓋等が外れていないかを確認し、外れた状態を発見した時には、直ちにプールの使用を中止し、対応策を講じる。
- ⑥ 水質管理については以下の点に留意する。
  - \* プール濾過装置については、全職員が熟知し、毎年プール開始前に、行事部担当教員が主になって職員の実習講習会を催す。
  - \* 残留塩素は、入水時間は常に0.7～1.0mg/Lに保つ。残留塩素の測定は、午前8時及び入水する前に行い、学校プール日誌に記入する。
  - \* PH濃度については、残留塩素の測定と同時にを行い、学校プール日誌に記入する。  
(6.8～7.0が望ましい)
  - \* 濾過装置の洗浄は、午前8時・2時限目終了時・4時限目終了時を目途に行う。
  - \* 水温23℃以上、気温25℃以上で入水可能とする。
- ⑦ プール使用期間中は、プールに関連するその他の施設・設備（プールサイドのコンクリートの亀裂、マット、拡声器、教材教具、救急用具等）の不備等がないか確認する。



(2) 安全指導について

- ① プール使用時においては、必要な指導者・監視者を配置し、事故防止のための監視体制の充実を図る。
- ② プールへの飛び込みは厳禁とする。
- ③ プールサイドは走らないことの指導を徹底する。
- ④ 入水前、入水後は人数点呼を必ず行う。
- ⑤ 児童の健康・衛生状態を授業者は事前に把握し、感染や怪我の予防を図る。
- ⑥ 入水前の準備運動、入水後の整理運動を必ず行う。
- ⑦ 光化学スモッグや天候（雨、雷）に十分留意する。
- ⑧ プール開きまでにAEDの使い方や心肺蘇生法に関する講習会を行い、職員の救命救急についての意識の高揚を図る。
- ⑨ 熱中症を未然に防ぐため、常時、WBGTモニターを確認し、「熱中症(暑さ)指数」を確認する。

3. プールの事故発生、施設の異常発生時の対応

